

様式2号

三次市議会議長 様

## 視察等報告（復命）書

報告者氏名 宮戸 稔

下記のとおり、研修が終了したので報告します。

	会派代表者 宍戸 稔	経理責任者 山村恵美子
期 間	令和3年4月9日	
研修先	尾道市総合福祉センター	
研修名	自治体議会特別セミナー in 尾道	
研修内容	<p>講師 自治体議会研究所 代表 高沖秀宣（元三重県議会事務局次長）</p> <p>① 議員の資質向上のあり方</p> <p>「議員力」とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力、審議能力、監視能力、政策形成能力、政策立案能力をいう。</p> <p>「議会力」とは、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能。</p> <p>「専門性」合議体の議会において、意見集約し、合意を得るための調整能力。公聴会や参考人制度等を活用して、議会の専門性を高めていく。</p> <p>② 「二元代表制」における議会活動</p> <p>首長優位のシステムに、二元代表制の立場から戦略をもって対抗する。</p> <p>議会として一丸となって意思表示することの重要性→議会改革の必要性</p> <p>「機関としての議会」による政策過程を活性化させることで、二元代表制における機関対立主義の理念を作動させようとするのである。</p> <p>③ 政務活動費の適正な使用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・何のために使うのか認識</li><li>・活動の成果報告</li><li>・住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うべきかの心構え</li><li>・本会議の質問や委員会調査、住民意見の把握や行政問題に対する解決策の模索などにどのようにかうようするか。</li></ul>	

④ 政務活動費を活用した政策立案の仕方

政務活動費を使って調査研究を行い、その調査研究した結果、何らかの政策を練り上げ、条例の提案までに持ち込むことができるかがポイント。

議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方向で政務活動費の使途を転換する。

様式2号

## 視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 山村 恵美子

下記の通り、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 宍戸 稔

経理責任者氏名 山村 恵美子

期 間	2021 年 4月 9日 (金)
用 務 先	自治体議会研究所 代表者 高沖 秀宣 広島県尾道市総合福祉センター
用 務	自治体議会特別セミナーin 尾道

	<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議員の資質向上の在り方</li> <li>②「二元代表制」における議会活動</li> <li>③政務活動費の適正な使用</li> <li>④政務活動費を活用した政策立案の仕方</li> </ul> <p>講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 (元三重県議会事務局長)</p> <p><b>所見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は住民の合議制の代表機関であり、団体医師の決定機能を持つ。事務執行に対して監視する機能・議事機関として政策形成機能を担う。審議において議案提案を積極的に成さねばならない。条例の制定廃止や予算の議決権等、専門的事項に係る調査を積極的に進め、執行機関と対等に議決権限行使する。</li> <li>現状は政策形成機能を果たしていない。</li> <li>・議員に求められる資質として、特定の分野で高い専門的知見を有すること。常に研修等で監視機能や政策形成機能を高め、合議体の議会において、意見集約し、調整能力を持たねばならない。</li> <li>・常に審議できる議決日を限らない通年議会の導入を進めるべきである。</li> <li>・二元代表制において議会の存在意識があまりにも低く、二元代表制が機能していないことへ意識を持って、改革すべきである。</li> <li>・政務活動費は議員の調査研究その他の活動に資するための必要経費である。有権者から見れば「第2の報酬」と言われる。未だに収支報告を公開しない議会もあり、常に不正な使途について取り沙汰されている。完璧な見える化に取り組むべきである。</li> </ul> <p>地方自治法100条14項「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」の「その他の活動」は「調査研究につながるその他の活動」と解釈すべきである。政務活動費になり対象経費は拡大されたが、具体的な使途基準は条例制定し、間口を狭めて厳格に捉えることが必要ではなかろうか。</p>
--	---

## 視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 保実 治

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	宇戸 純	経理責任者	山村惠美子
視察議員	清友会			
期間	R3年4月9日( ) ~ 年 月 日( )			
視察先	<del>福尾道市総合公社</del> センター			
視察用務	自治体議会特別セミナー in 尾道			
視察先対応者	自治体議会研究所代表 高沖 秀宣			
概要及び所見	<p>①議員の資質向上のあり方      「議員力」「議会力」「専門性」を兼ね備えておくべき議員としての能力や、政策立案能力等を指すものであり、日々の積み重ねである。</p> <p>②「二元代表制」における議会活動      議会議員は、執行部に対して是々非々的対応で、野党的立場であるべきである。</p> <p>③政務活動費の適正な使用      議員活動を行うための資料や、市民の意見の把握や本会議での質問などの調査等に活用。</p>			